



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1408	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1409	〃	(〃).....	1
1410	生活保護法による指定介護機関の休止	(〃).....	2
1411	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1412	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
1413	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	3
1414	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	4
1415	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	4
1416	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
1417	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1418	道路の供用開始	(〃).....	5
1419	道路の区域変更	(〃).....	5
1420	道路の供用開始	(〃).....	6
1421	道路の区域変更	(〃).....	6
1422	平成16年和歌山県告示第506号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度)の一部改正	(都市政策課).....	7
1423	更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	7

告 示

和歌山県告示第1408号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社なのはな	橋本市城山台2-5-11	訪問看護ステーションなのはな	橋本市城山台2-22-1 2	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 28.9.13

和歌山県告示第1409号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があった

ので、次のとおり告示する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
海南市	海南市日方1525-6	海南市立南風園	海南市木津233-40	介護老人福祉施設	平成 28.10.31
社会福祉法人海南市 社会福祉事業団	海南市木津233-40	海南市短期入所生活 介護事業所	海南市木津233-40	短期入所生活介護 ・介護予防短期入 所生活介護	平成 28.10.31
社会福祉法人海南市 社会福祉事業団	海南市木津233-40	海南市通所介護事業 所	海南市木津233-40	通所介護・介護予 防通所介護	平成 28.10.31
社会福祉法人海南市 社会福祉事業団	海南市木津233-40	海南市居宅介護支援 事業所	海南市木津233-40	居宅介護支援事業	平成 28.10.31

和歌山県告示第1410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
社会福祉法人和歌山 県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩 田2456-1	訪問看護ステーショ ンすてっぷ	西牟婁郡上富田町岩 田1776-1	訪問看護・介護予 防訪問看護	平成 28.10.1
社会福祉法人光誠会	橋本市隅田町中島10 58-56	城山台デイサービス センター	橋本市城山台2-12-1	通所介護・介護予 防通所介護	平成 28.11.1

和歌山県告示第1411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーエバグリーンプラス和歌山北インター店
和歌山県和歌山市直川274番1外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前6時30分～午前0時30分

(変更後) 24時間

4 変更年月日

平成29年1月16日

5 変更する理由

お客様の利便性向上のため

6 届出年月日

平成28年12月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年12月13日から平成29年4月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1412号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字林314の1、328、332、335、345の10

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字林328・332・335・345の10(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1413号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1414号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1415号

平成28年和歌山県告示第1311号（以下「告示第1311号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
筒井音松
松下直繁
中野貞助
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要

件

告示第1311号のとおり

和歌山県告示第1416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間 平成28年11月28日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市地内

和歌山県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字押手字田尻 垣内226番1地先から同町大字押 手字田尻垣内225番3地先まで	旧	5.45 } 6.24	32.48	
同上	新	6.21 } 9.40	32.48	

和歌山県告示第1418号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字押手字田尻垣内226番1地先から同町大字押手字田尻垣内225番3地先まで

供用開始の期日 平成28年12月13日

和歌山県告示第1419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市西野字釘貫209番8地先から同市高瀬字若宮85番1地先まで	旧	7.11 } 12.22	52.19	
同上	新	12.01 } 14.38	52.19	

和歌山県告示第1420号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 小豆島岩出線

供用開始の区間 岩出市西野字釘貫209番8地先から同市高瀬字若宮85番1地先まで

供用開始の期日 平成28年12月13日

和歌山県告示第1421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高瀬字若宮101番2地先から同市高瀬字若宮139番5地先まで	旧	7.12 } 8.60	67.64	

同上	新	11.12 } 17.27	67.64	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第1422号

平成16年和歌山県告示第506号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改める。

表中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改め、「串本町大字串本」の次に「、大字鬮野川の一部及び大字サンゴ台の一部」を加える。

和歌山県告示第1423号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年12月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

(2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、平成28年12月13日（火）において、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) 公安委員会への入札参加資格申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）
- イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）
- ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもので、役員を成年被後見人又は被保佐人とする旨の記録がない登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。））
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）法人税、消費税及び地方消費税
 - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
- キ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書
- ク 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表

(2) 和歌山県への入札参加資格審査申請書類

(1) の資格申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、下記の書類を提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）
- イ 使用印鑑届
- ウ 誓約書
- エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- オ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年12月13日（火）から平成29年1月4日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、4の(1)のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、7に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成29年1月5日（木）午後4時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。質問に対しては、原則として平成29年1月11日（水）までに回答するものとする。

4 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 公安委員会への入札参加資格申請

- ア 提出場所
和歌山県警察本部交通部運転免許課
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1)に掲げる申請書類を、平成28年12月13日（水）から平成29年1月12日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

(2) 和歌山県への入札参加資格申請

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格申請の結果、有資格者である旨の通知を受けた日から平成29年2月8日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

5 資格審査の結果通知

(1) 4の(1)の結果通知

郵便等により平成29年1月27日（金）までに通知するものとする。

(2) 4の(2)の結果通知

郵便等により平成29年2月13日（月）までに通知するものとする。

6 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところにより、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 公安委員会への理由の説明の求め

平成29年2月3日（金）午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

平成29年2月20日（月）午後4時まで

(2) (1)の書面は、持参により提出するものとする。

(3) 説明の求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア (1)のイに対する回答

平成29年2月8日（水）までに回答するものとする。

イ (1)のイに対する回答

平成29年2月23日（木）までに回答するものとする。

(4) (1)の書面の提出先は、4の(1)のイに掲げる場所とする。

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成28年12月22日（木）午前10時30分